## 令和5年台風第7号により被災された方に 保険料の減免を行っています

## 1. 被害区分による減免額

| 被害区分                       | 減免額   | 災害救助法の適用市町村   |
|----------------------------|---|---|
| 全焼または全壊<br>及び全部冠水          | 保険料3ヵ月分   |   |
| 半焼または<br>半壊、床上 1m<br>以上の冠水 | 保険料 2 ヵ月分<br>※右記の災害救助法の適用<br>市町村に住所を有する組合員<br>のみ保険料 3 ヵ月を減免 | 京都府、兵庫県、鳥取県の一部市町村<br>最新の適用市町村は内閣府防災情報のページ<br>http://www.bousai.go.jp をご覧ください。 |
| 床上 1m<br>未満の冠水             | 保険料1ヵ月分   |   |

<sup>※ 4</sup>ヵ月以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、減免措置の延長の通達などが出された段階で改めて検討します。

## 2. 保険料の減免を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収減免申請書(記号番号、氏名、住所、減免を受ける理由等を記載)
- ② り災証明等の減免の理由を証明する書類(消防署、地方自治体などの公的機関発行の証明書)